

法人に係る積立金の処分方針（案）

1 基礎事項

- (1) 平成 24 年度において、設立団体の長である熊本県知事は、公立大学法人熊本県立大学の積立金の処分（次期中期目標期間における業務の財源に充てることの承認等）について方針を決定する必要がある。〔地方独立行政法人法第 40 条第 4 項等〕
- (2) 平成 23 年度期首の目的積立金残高は、約 3 億円。
〔公立大学法人熊本県立大学平成 22 事業年度財務諸表〕
- (3) 平成 23 年度、目的積立金について 1 億 1500 万円の取り崩しがあり、また、当期総利益が 2700 万円の見込みであるため、平成 23 年度期末の積立金残高は総額 2 億 1200 万円となる見込み。

※処分手続については、資料 4 - 3 「剰余金の処理及び積立金の処分の流れ」参照

2 積立金の処分方針の検討

- (1) 平成 18～22 年度までの剰余金（約 3 億円）については、各年度の業務実績評価で経営努力により生じたものと認めてきた。

【参 考】

先行公立大学（7 大学）の全てが、目的積立金相当額及び経営努力認定額分について、次期中期目標期間における業務の財源に充てることを認めている。

- (2) 法人は、この積立金を活用して、第 2 期中期目標期間（平成 24～29 年度）において計画的な教育研究機器の更新による教育研究環境の向上を予定している。
【機器更新計画額 約 4 億 2000 万円（H24～H29 合計）】
- (3) 積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充てることは、地方行政独立法人に対して、経営努力へのインセンティブを与えることとなる。

3 処分方針（案）

平成 23 年度当期の総利益に係る経営努力等を精査し、下記のいずれかに該当する積立金については次期の中期目標期間の業務に充てることを承認する。

記

- (1) 平成 18～平成 22 年度までに目的積立金として積み立てられた額及び最終事業年度において経営努力によるものと認められる額
- (2) 災害等法人の責に帰さない理由により期中の使用が不可能となった額で、かつ、次期中期目標期間において執行が予定される額